

モラロジー道徳教育財団への寄附金の損金算入 【個人】

個人から本法人にいただいた寄付金は、公益財団法人に対する寄附金として、①寄附金控除（所得控除）の適用を受けるか、②寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

① 寄附金控除（所得控除）

寄附金控除は次の算式で計算します。

$$(\text{その年中に支出した寄附金の額の合計額}) - (2 \text{ 千円}) = (\text{寄附金控除額})$$

注：寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

② 寄附金特別控除（税額控除）

寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$(\text{その年中に支出した寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\% = (\text{寄附金特別控除額})$$

〈控除を受けるための手続〉

- ・ 寄附金控除又は寄附金特別控除（税額控除）に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- ・ 適格であることなどの証明書の写しを申告書に添付する必要があります。